

○立命館アジア太平洋大学大学院国内学生授業料減免規程

2006年10月 4 日

規程第697号

(名称)

第1条 本学に、立命館アジア太平洋大学大学院国内学生授業料減免制度（以下「本制度」という。）を設ける。

(目的)

第2条 本制度は、優秀な学業成績を有する大学院国内学生を対象とし、これを励まし、援助することを目的とする。

(対象者)

第2条の2 本制度の対象となる大学院国内学生は、次の各号のいずれかに該当し、かつ私費で授業料を納める者とする。

(1) 日本国籍を有する者

(2) 日本の在留資格を取得または取得見込みの者

2 前項第2号の日本の在留資格とは、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち留学を除くものをいう。

(減免額)

第3条 減免額は、次の各号に定める種類とし、毎年度定める予算の範囲内で執行する。

(1) 減免100は、授業料の100%相当額を減免する。

(2) 減免80は、授業料の80%相当額を減免する。

(3) 減免65は、授業料の65%相当額を減免する。

(4) 減免50は、授業料の50%相当額を減免する。

(5) 減免30は、授業料の30%相当額を減免する。

2 減免の継続は、直前のセメスター期の学業成績をもとに審査を行う。

(期間)

第4条 授業料減免の期間は、セメスター期を単位とし、申請に基づき最短修業年限まで更新することができる。

(出願)

第5条 減免を受けようとする者は、所定の出願書類に必要事項を記入のうえ、学長に提出するものとする。

(選考)

第6条 選考および減免額の決定は、学生部長が行う。

(異動)

第7条 授業料の減免を受けた者で、次の各号に該当する場合は、直ちに学生部長に届け出なければならない。

(1) 休学、退学、除籍

(2) 本人の住所変更、その他重要事項の変更

(運用)

第8条 本制度の適用に相当しない事実があると認められたときは、これを取り消すことができる。

2 本制度の運用および取り扱いについては、別に定める。

第9条 削除

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学生委員会および大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2006年10月4日から施行し、2007年度入学者から適用する。

附 則 (2009年4月22日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2009年4月22日から施行する。

附 則 (2010年10月20日対象者の明確化に伴う一部改正)

この規程は、2010年10月20日から施行し、2010年度秋入学者から適用する。